

社会資本整備審議会建築分科会 第19回官公庁施設部会

平成28年8月4日

【国土交通省】 お待たせいたしました。ほぼ定刻でございますので、社会資本整備審議会建築分科会 第19回官公庁施設部会を開会いたします。

本日は委員の皆様方には暑い中、また、ご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

私事務局を務めております、〇〇でございます。よろしくお願い申し上げます。

官公庁施設部会の定足数は3分の1以上となっておりますので、本日定足数を満たしており、当部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

では、開会に当たりまして、〇〇よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【国土交通省】 皆さん、ご苦勞さまでございます。ありがとうございます。〇〇でございます。官公庁施設部会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

〇〇部会長をはじめまして、委員の皆様方、ありがとうございます。皆様方の知見をいただきまして、日本の建築行政の健全なる発展に努めてまいりたいというふうに思っております。

官公庁施設を含む公共工事の発注者につきましては、品確法の改正によりまして、適切なコストや工期のもとで品質を確保していただくということが責務となっております。また、基礎ぐい問題におきましても、〇〇部会長様にも大変お世話になりましたけれども、民間の発注者の立場から適正な施工のために責任ある立場を果たしていただきたい、そういうことでの認識を高めてもらおうということで、関係者の間におきましてもそういう認識を共有しているところでございます。

また、このような中、公共建築工事の発注につきましては、発注者により発注力、技術力が多様な状況にあります。これらのことにつきまして、どのように行政としてフォローアップしていくべきなのか、どのように考えながらこれから適正な営繕工事の発注の環境づくりにつきまして努力していかなきゃいけないのかということにつきまして、前向きなご議論をいただきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、公共建築分野におきましては、発注者の実態、時代の変化等々

ございますので、そのことをしっかりとリアルに我々の認識を深める中で、先生方のお考えや、あるいは、取り組みに対するアドバイス、支援をいただけたらありがたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、成熟している我が国において、その建築物の維持、それから、新しい建築のために、レベルの高いご議論をいただきながら、我々国土交通省といたしましても、一生懸命努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

【国土交通省】 ありがとうございました。

では、続きまして、委員の方々のご紹介をさせていただきます。

〇〇部会長でございます。

【部会長】 〇〇でございます。よろしくどうぞお願いします。

【国土交通省】 〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。よろしくお願いをいたします。

【国土交通省】 〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇です。よろしくお願いをいたします。

【国土交通省】 〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇です。よろしくお願いをいたします。

【国土交通省】 〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

【国土交通省】 〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇です。よろしくお願いをいたします。

【国土交通省】 〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇です。よろしくお願いをいたします。

【国土交通省】 次に、国土交通省の職員を紹介させていただきます。

〇〇でございます。

【国土交通省】 どうも本日はよろしくお願いをいたします。

【国土交通省】 〇〇でございます。

【国土交通省】 〇〇でございます。よろしくお願いをいたします。

【国土交通省】 〇〇でございます。

【国土交通省】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。

【国土交通省】 ○○でございます。

【国土交通省】 ○○でございます。本日はよろしくお願いいたします。

【国土交通省】 ○○でございます。

【国土交通省】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。

【国土交通省】 次に、資料の確認をいたします。お手元の「配付資料一覧」というものが議事次第の紙の下にございます。資料1から資料4までございます。ご確認をお願いいただき、もし途中で欠落等ございましたら事務局に申し出ていただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後に、発言者の氏名を伏せた形で国土交通省ホームページに掲載することにより公表させていただきます。

では、ただいまから議事に入りますので、報道関係の皆様のご撮影はここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、今後の議事進行は○○部会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、ご指名により部会長の方で進めさせていただきます。

早速ですが、議事次第2から入りたいと思います。この「官公庁施設整備の発注者のあり方について」は、資料2にございますように、国土交通大臣から社会資本整備審議会に諮問があり、建築分科会官公庁施設部会に付託されたものでございます。これを受けて、当部会において本諮問事項を調査審議することとされました。

諮問事項の「官公庁施設整備の発注者のあり方について」につきまして、事務局のほうで事前に論点案をまとめていただいておりますので、この点に関して先にご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【国土交通省】 それでは、資料3について説明いたします。○○と申します。よろしくお願いいたします。

本日ご議論いただきたいと事務局で考えている論点（案）についてご説明いたします。論点の案は2点ございまして、1ページと3ページに示しております。

まず、1ページの論点の1点目でございます。公共建築工事の特徴を踏まえた発注者の役割について説明いたします。

上の点線の中に検討に当たっての着眼点を記載しております。公共建築工事の特徴、発注

者の役割については、関連する土木や民間と対比すること、事業関係者との関係性を考慮することでよりの確に根幹的な内容を捉えることができるのではないかと考えました。

なお、諮問のタイトルでは、官公庁施設整備となっておりますが、このように、土木や民間と対比したときにわかりやすい公共建築工事という名称で今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

公共建築工事の特徴にはどのようなものがあるかについてでございます。4ページ、参考の1-1をご覧ください。横軸が建築と土木、縦軸が公共と民間というように、それぞれを対比しながら左上の黄色の部分に公共建築工事の特徴を示しております。こちらが検討に当たっての着眼点の1点目でございます。

着眼点の2点目については、次の5ページ、参考の1-2をご覧ください。発注者と事業関係者との関係性を図で示しております。左上に事業部局とありますが、これは公共の事務事業を行うに当たって、建物を使用し、管理する部局のことを言っておりまして、公共建築工事の場合は発注部局とは異なる部局となっている場合が多いと考えられます。公共建築工事の発注者は、この事業部局や周辺住民のニーズだけではなく、右側の国の方針などがございます政策、地域、国民の皆様といったニーズを施設整備に反映する必要があります。

このようなことから、公共建築工事の発注者は、事業部局、周辺住民、政策などのあらゆるニーズを調整し、発注条件として取りまとめる役割があるのではないかと、また、その発注条件を設計者は施工者に伝え、適切に施設整備に反映する役割があるのではないかと示しております。

済みませんが、4ページに戻っていただけますでしょうか。

この左上の公共建築工事のところ、5つの特徴を例示しております。これは、先ほど5ページでご覧いただいた関係者との関係性や、この図でお示ししているように、土木、民間との対比を考慮して捉えたものとなっております。

1点目が、公共が主体の事業である、2点目、事業部局と発注部局が異なる、3点目、建物の個別性が強く、ニーズが多種多様である、4点目、建築関係法令が適用される、5点目、民間に比べて公共の割合が極めて低いといった特徴があるのではないかと。また、このような特徴に対応して、それぞれの特徴の下に白丸で記載しているような発注者の役割があるのではないかと示しております。

これを整理したものが2ページでございます。

2ページでは、4ページの図で説明いたしました公共建築工事の特徴、発注者に求められ

ること、発注者の役割の例を少し具体的に記載しております。

例えば、特徴1、特徴2、特徴3からは、多様なニーズを発注条件として取りまとめるという役割につながるという点で互いに関連し、特徴4からは発注者が取りまとめた発注条件を設計者に示すという役割、特徴5からは、建築に関する民間市場の動向を把握し、施設整備に反映するという役割が導き出されるのではないかと考えております。不足している観点がないか、あるいは、重視すべき事項や留意すべき事項などについてご議論をいただきたいと考えております。

6ページをお願いいたします。

ご議論いただくに当たっての視点につきまして、先ほどご説明いたしました4ページ、5ページに加えまして、この6ページ、参考の1-3にもう1つ発注者の役割の視点を示しております。品質、コスト、工期、この3つの要素、これらは互いに連動し合うものでございます。例えば、品質を高めればコストも高くなることや、適正な工期としなければ品質やコストに影響することから、図の中心に示しているように、この3つのバランスを考えなければなりません。これは当たり前のことかもしれませんが、公共建築工事のそれぞれの発注者においてこれがきちんと意識されているのか、この3つのバランスが崩れたときに問題が起きているのではないかというような問題意識を持っております。

図の下の矢印の部分にコメントをしているように、発注者の役割は企画段階で事業目的に応じた品質、コスト、工期を適切に設定し、設計、施工の各段階においてそのバランスをとりながら設計業務や工事を適切に発注し、事業を実施していくということがございます。これは公共建築工事に限らず、民間も土木も同様であると考えられます。

この図で、建築工事の特徴としては、右上に示しているように、設計、施工の段階までニーズの調整を継続して、必要に応じて施設整備に反映することが求められる傾向にあることや、公共工事ならではの特徴として、適切に監督、検査を行い、事業部局へ引き渡すといった役割がございます。

以上が論点1関連でございます。

続きまして、論点の2点目について説明いたします。

3ページをご覧ください。

論点の2点目は、公共建築工事の多様な発注者が役割を果たしていくための方策でございます。これについては、論点1についてある程度認識を共有した上で次回以降にご審議をお願いしたいと考えておりますが、次回へ向けて助言等がございましたら本日もお願いし

たいと考えております。

検討の方向性といたしまして、2点記載しております。

1点目について、下の図に公共建築工事の発注者のうち、今回議論の対象とする範囲を示しております。それぞれ発注者ごとに体制等は異なり、さまざまであると考えられます。しかしながら、いずれの発注者においても、今回論点1としてご議論をお願いする発注者の役割についての理解を深めることが重要でないか。

そして、2点目は、それぞれの発注者がその役割を果たすには何が必要なのかということについてご議論をお願いしたいと考えております。

参考といたしまして、現在官庁営繕部で取り組んでいる内容について説明いたします。

7ページをご覧ください。

官庁営繕部では、改正品確法を踏まえ、関係団体の意見もお聞きしながら検討を進めております。下の図に記載しているように、三大要素である品質、コスト、工期に対応して、品質関連では、受注者の選定に当たって技術力を評価していることや、適切な業務委託料を算定するための基準を策定する取り組み、コスト関連では、適正な予定価格を設定し、必要な場合には適切に設計変更を行うための取り組み、工期関連では、適切な工期を設定するための基本的考え方を示す取り組みなどを進めております。

上の文章の2つ目の丸に記載しているように、これらの取り組みの成果は官庁営繕の直轄工事での取り組みを進めるとともに、地方公共団体への普及・促進にも取り組んでおります。

8ページをお願いいたします。

官庁営繕部では、公共建築相談窓口を本省、全国の地方整備局、営繕事務所などに設置しております。平成27年度は全国で約2,500件の相談がありました。このうち、市町村からの相談内容を見ますと、積算に関する事など、個別事業の実施に関する相談が8割を占めているという状況でございます。

9ページをお願いいたします。昨年度に実施した全国の市町村に対するアンケートの結果の概要でございます。全国で1,700余りの市町村のうち、1,400を超える市町村から回答をいただきました。

9ページ左側は、営繕の体制についての現状です。市町村の営繕職員の数は5名未満が7割を占めている状況でございます。右側が国や都道府県に望む支援についての回答です。基準の共有、研修、講師派遣、相談窓口の設置という回答が多くなっております。

10ページをお願いいたします。

営繕での困難な事務とその理由についての回答です。左の棒グラフにありますように、予算の確保であるとか、下の赤線で囲っている適切な図面の作成、施工条件の明示から設計や工事の監督・検査までの各項目を見ますと、いわゆる個別事業の適切な実施に関するものを困難な事務と回答されている割合が多くなっております。

右側の困難な理由については、知識・経験不足、体制不足、基準未整備、予算不足という項目に対する回答が多くなっております。これらもご参考に、論点の2点目についてご議論をお願いしたいと考えております。

最後に、事務局からお示した論点の案は以上の2点でございますが、論点がこれでよいかという点も含め、ご確認をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思っております。何かございますでしょうか。非常に本質的かつ重要な論点だと思います。もしございましたらご自由に挙手して下さい。

【委員】 済みません、何点か確認なんですけれども、今回発注者の能力が問われる、そういう話が出ていると思うんですけれども、この問われる発注者としてここで念頭に置いているのは市町村だと思ってよろしいのでしょうか。確かにそうだとは思いますが、ただ、相談件数のところを見ると、8ページでしたか、相談者数の内訳をみると、国、独法等も4割なので、市町村だけではないよねというふうに思うものですから。

それから、独法が出てくるんですけれども、ちょっとこれ次回以降の議論ということなんですけど、3ページのところで、今回の多様な発注者というところの中で、独法が抜けているんですけれども、これはもう入れないという理解でいいんですか。例えば、国立大学法人も体制が多様だと思えるんですけれども、それは含めないということでしょうかということ。

それから、申しわけないんですけれども、こういう議論は具体的に何をイメージするんだろうということ、例えば、市町村の持っている公共施設といっても、例えば、学校であるとか、病院であるとか、体育館関係であるとか、あるいは、庁舎であるとか、どういう公共施設を念頭に置いておられるのかということと、一方では、事前説明のときも申し上げましたけれども今自治体のほうで公共施設等総合管理計画をつくっていますし、それに応じて個

別に事業計画をこれからつくっていくということ、それから、内閣府のほうで、私は委員をやっているんですけども、P F Iとか、民間の活力を使って、まさに発注者と事業者を一体化させようという議論があるわけなんですね。P F Iはそういうものです。ですから、そちらとのすみ分け、あるいは、連携というのはどういうふう考えていくのかということ、この辺をもう少し整理しないと、少し観念論的な議論に終始することになるかなと思ったものですから。

【部会長】 事務局のほう、いかがでしょうか。

【国土交通省】 まず1点目でございますけれども、発注者の範囲は、市町村だけではなく、まず、論点の案の1点目については、どの発注者についても共通な考えであると考えており、2点目の論点については、確かに市町村のほうが中心になってくるのは思っておりますけれども、私ども官庁営繕部も含めまして、公共の発注者団体というところを対象にご議論をいただきたいと考えております。

あと、2点目の独法はなぜ抜けているのかということ、公共の発注者の議論をするときには、例えば、特徴の1点目には公共が主体というところもございますので、議論の対象として線を引き、明確にするということで、独法は民間という扱いになりますので、ここは対象外としております。この発注者の議論というのは、公共だけではなくて、ほかの民間とか土木とかと対比しておりますけれども、参考の4ページに示しておりますように、共通する役割とか、そういったものもあると思いますので、考え方については参考になる部分ではあるのではないかと考えており、論点の1点目について公共のところを対象にご議論していただくことによって、その他の発注者にもある程度参考になるのではないかという考えでございます。

3点目のP F I関係等々の議論ということでございますけれども、こういう議論をするときに、いろいろな関係者というところで、5ページで示しておりますように、関係者との関係性を整理する中で、まず、もっともオーソドックスでよくとられている形である、設計をして工事をすると、そういったところの議論をまずしていただくということを事務局としては考えております。

【国土交通省】 建物の種別ですけども、それは特段関係ないと思います。どのような建物の種別であっても当てはまるものについては普遍的な議論をしていただければと思っております。

【部会長】 よろしいですか。

【委員】 あともう1つだけ、新築工事に加え、改修工事も含めて考えるのですか。

【国土交通省】 新築だけでなく改修等も含めてということで考えております。

また、公共施設等総合管理計画は、ここで言うと企画段階といいますか、どのように発注をしていくかの前段のことですので、当然ながら発注者の役割に含まれていると考えております。もしかしたら、事業部局の役割にもちょっと近いかもしれないですけども、発注者の役割に関連していると考えております。

【委員】 2点、何か意見、コメントです。1点目は、発注者により体制、技術力が多様であるとか、情報が行き渡らないというところが1つのポイントにあるんでしょうけれども、それは霞が関で私も含めていろいろな委員会をやって、ちょっとずつ仕様書を変えていますよね。また、非常に多種多様な関連する資料をいろいろな周期でどんどん変えている。それから、総合評価落札方式とかの採点方法も。努力しているのはわかるんですけども、あまりにも変え過ぎているんじゃないでしょうか。こうしたものは、発注が多くない市町村で、変更内容を逐一把握するのはすごく大変だろうと感じたものですから。大規模な発注機関ではしようがないと思うんですけども、地方で、あまり発注がないところでころころ変わっていくというのは結構大変かなと思うんですが。

【国土交通省】 その点は、この資料の7ページのところなんですけれども、この品確法への対応の少し前に、被災地での不調・不落問題等がありました。そこでいろいろなご協力、ご支援をさせていただいたときに気づいたことは、先生がおっしゃったように、霞が関でやっているのはある面非常に精緻なフルスペックのものなので、それをそのまま、例えば営繕職員5名以下の発注者に渡しても理解が困難である可能性があります。もっと簡便化して、その中で一番大事なものは何かを突き詰めて、加工してお渡ししないといけないと反省しております。

ですから、従前は官庁営繕の技術基準についてはそのまま加工せずに周知していたんですけども、ここに紹介しているものはできるだけわかりやすく、かみ砕くようなものをつくっています。ただ、それでも十分ではないと思っています。なかなか伝えきれないところがあります。

【委員】 でも、そこは情報提供のあり方とか、発注がある際に事前に相談を受けるとか、何かもうちょっとやり方はあるのかなというふうに思います。

もう1つは、〇〇委員からのコメントにも関わるんですけども、新築がかつては多くて、今は改修のほうが多くならざるを得ない状況にあるという認識なんですけれども、公共建

築として、それは間違いないですよ。

【国土交通省】 そうだと思います。

【委員】 そうすると、公共建築を発注する側の役割として、大きな金額の新築の発注というのは、もちろん大きな建物を管理するので、大変は大変かもしれませんが、こうしたものが欲しいと言うからこれをつくりますよという条件整理の話で済むと思うんです。けれども、改修工事というのが増えるのであれば、1件当たりの金額が減るので、件数が増えて金額は総額が減って、技術職員がそんなに多くないのに件数は前よりもたくさん発注をしているのではないかと想像されるんですけども、もしそういう変化が長期にわたりあるのであれば、本当は組織的にその発注する人の役割あるいは、発注する組織の役割、または、その発注するのに関わる人数が変わっていないといけないと思うんですね。適切な改修をするのにあたっては、むしろ公的に多様なニーズも聞いた上で、ものすごくたくさんの方が関わって少額の発注をするということになると思うんですけども、そこは組織としてのあり方、1人当たりこれぐらいの役割というのが全然変わってきていると思うんです。しかし、それぞれの発注者にそこまで組織的に大変化がないと思うんですね。仕事の種類だけ変わって、実は少ない人数で非常に多様なことをしなきゃいけないという状況になっているのではないかと感じます。ここであり方としてこうあるべきだと提示したら、例えば多様なニーズをちゃんと聞くべきだということを提示したとしても、人は増えていないし、改修のニーズが増えるため件数としては増えるというので、決して誰も楽にならないけれども、やることはやるんだという、実現困難なあり方を述べることになりはしないかというのが心配です。やはり今の時代にもう少し大きく目標が変わっているという議論が、これまで過去のこういう検討会の中でなされてきたのか、なされていないのなら、もうちょっと発注者としての役割が変わるんだという考えのもとにこの役割を考え直すというふうにししないと、つらいんじゃないかなと思います。急に人を増やしたり減らしたりできない組織の中で、難しいとは思いますが、徐々に変わってきてしまっていることに対して適切に人的な手当てを打っていないのであれば、この場からの提言をもう少しそういうことも加味して考えるべきかなというふうに思いました。

【国土交通省】 役割が変わっているのはそうだと思います。

【委員】 官庁営繕のやられている仕事は重々昔からもう、20年、30年も前から存じ上げているので、日本の公共建築の事業体としては、私は発注者としては特に大きな問題があると思っていないし、このまま継続してほしいと思うんですけども、資料2の方に少し

書いてあったんですけども、今回の諮問のきっかけとなったようなことに、例の横浜のマンションの基礎ぐいの問題が今回の諮問の引き金の1つになっているのかなと最初思っていたんですけども、それに対するコメントというか、考え方が、資料3の今のご説明の中に、どこに書いてあるのかもわからないんですけども。私は発見できなかったんで、発注者の責務ということが本日の話題だと思いますけれども、それが資料の2のほうにあるんですけども、基礎ぐい問題のようなことに関して、この委員会に何か求められているのか、広い意味でやはり発注者のあり方ということについて、ああいう問題への対応策みたいなものを何か考える必要があるのかないのかがいまいちはっきりしなかったので、どういふふうを考えればいいんですかという質問なんですけれども。

【国土交通省】 基礎ぐい問題については、民間事業ではありますけれども、中間とりまとめには発注者が本来果たすべき役割を十分に果たせていなかったのではないかという内容も含まれると認識しています。ですから、官庁営繕も基礎ぐい問題を踏まえて、自分たちがきちんと発注者としての役割が果たしているだろうかということを確認したときに、今回の場合には、結果的には果たしていたとは考えておりますが、本来発注者としてはどういふことをやらないといけないかということをも明文化していたかという視点に立つと、調査を行うことは明示されておりますが、どういう立場で調査を行い、それをしっかり設計者や施工者に伝えないといけないというところをはっきりしていたかという、それは暗黙の了解となっていた部分があります。

例えば、調査にあたっての一般的なルールはあります。しかし、そういうことだけではなくて、そのもう一歩上の段階の、そもそも発注者としてはどういう立場でどういうことを行わないといけないかということをも明確にしておかなければなりません。技術基準類の制定のみでは問題があるのではないかというのが1つの問題意識です。

この参考資料5と6にもどういふ調査が必要となるのか入れております。

参考資料6については各論に入ってしまうんですけども、例えば、基礎ぐい問題のようなことについてはどういふことを行わないといけないことを示しています。

【委員】 わかりました。要するに、ちゃんとそういうふうを受けとめて、対応しているということですね。

【国土交通省】 そうです。

【委員】 了解しました。

【委員】 済みません、ちょっと素朴な点で、これが論点になるかどうかわからないんで

すけれども、例えば、あまり発注する機会のない自治体からすると、ほかの自治体のいわゆる優良事例のようなものを共有できると、自分たちもこうやればいいんだということで、非常に役に立つと思います。ガイドラインがあるのはもちろん大事なんですけれども、ガイドラインはあくまでも紙ベースのものなので、やはりこうやって実績があるということが自治体にとってみると参考になると思うんです。こうしたものも情報の共有として支援の1つとしてあり得る形かなという気がします。

先ほど資料3の4ページは確かにニーズの話なんですけれども、ニーズが多種多様というのはそのとおりなんですけれども、これはいわゆる発注段階で議論することではなくて、恐らく施設を、事業計画をつくる段階で考えるべきことなので、それで、私はさっきPFIについて聞いたんですね。もしここでの議論があくまでもあらかじめ決められた公共施設をどうつくるかというところに焦点があるとすれば、その段階で既にニーズというのはある程度くみ取られた事業計画があるというのが前提ではないか、執行するところでニーズくみ取っていたら、ニーズが多数上げられることになり、多分コストも割高になっていくというふうに思うんですね。

それから、ちょっと私が変わらなくなってきたのは、9ページと10ページに関わるんですけれども、まず、9ページで確かに営繕職員が5名未満が7割というのはそうなんですけれども、申しわけないですけれども、今自治体はどこも人手不足で、別に営繕職員だけがないんじゃないじゃなくて、あらゆる職種がないということを考えれば、ここだけが特別というわけではないので、これは自治体からしても、これを増やせと言われても、多分それはあまり実効性のある解決策ではないと思うんですね。

だから、専門職を派遣する制度で、もし、専門職を共有できるのであれば、隣の自治体から派遣してもらおうとか、県から派遣してもらおうとか、何かそういう自治体間の連携という形で人手不足を補うしかない、あるいは、嘱託を頼むとかですね。

それから、10ページのところで、予算が厳しいのはわかるんですけれども、職員の知識や経験が十分ではない、これがボトルネックになっているというのは、私が理解する限りこういう建設職とか、営繕職員というのは、もしいらっしゃるとしたらある意味専門職ですよ、建築であれ、電気であれ、機械であれ。だから、いわゆる一般行政職のように3年に1回程度異動があるわけでは多分ないような気がしたんですけれども。一般行政職の公務員の場合、職員の知識や経験が十分ではないと一般によく言われることです。ただ、それは彼らがいろいろな部署を異動するからそうなるので、ここでもやはり同じような問題が起き

ているのか、つまり、営繕の職員自体実は固定的になっていなくて、いろいろな部署を異動しており、専門職化していないというふうに理解していいのか、あるいは、若い人の知識や経験がまだ十分でないということなのか、そのあたりどう考えたらいいでしょうか。

【国土交通省】 これも一般的な話なんですけれども、もっと職員数が多い自治体も、例えば、建築職に限って言えば、建築指導を担当する部署があったり、公営住宅を担当する部署があって、もう1つの部署としていわゆる施設整備、営繕を担当する部署があります。建築職はその中を異動しておりますから、営繕に関する知識を蓄積する機会が十分でないかもしれないと思われれます。そもそも、私どもも、営繕職員5名未満の自治体が7割という状況について、人を増やすべきということは難しいと思います。この5名未満で業務を行うにはどうすればいいかということを考えたいと思っています。そういう面で、例えば、発注事務について言えば、今〇〇先生もおっしゃったように、発注の方式もどんどん変わっていて、学ぶ機会がなかったらなかなか理解が難しいということだと思います。この知識や経験というのはアンケートの選択肢として書いていたものなので、アンケートに回答した方の認識が示されています。その中身が何かというのは実際に聞いてみないとわかりませんが、そのような背景があるかと思っています。

【部会長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【国土交通省】 先ほどの知識や経験がないというところの補足ですけれども、例えば、小規模な地方公共団体だと、通常はあまり新築工事がなくて、修繕は日頃からやっているけれども、あるとき新しい建物をつくらないといけない、そういったときに、そういう経験がないといったようなことがあるのかと思います。

それから、あと、優良事例を集めてはどうかというような話がありました。1つの例ですけれども、木材利用促進法ができたときに、いろいろなところで木材利用しましょうということなんです、なかなかどうやっていいかわからないという話もあって、私どものほうで、国とか、あるいは、地方公共団体の事例をいろいろ集めて、事例集をつくって、公共団体の方と共有をしたというようなことがございます。例えばそういったようなことをやっていくということも1つの考えではないかと思っています。

【部会長】 ありがとうございます。

私のほうからちょっと感想めいた意見ですけれども、4ページの右下にある発注者に共通する役割、これが、要は、発注者としての本質のような気がします。

発注者に共通する役割の1つは、発注者は最終決定権限者だということです。何をやるにしても、プロジェクトに関しては最終的な権限を持つ、設計変更にしても、何にしても、全部持つというのが1つ。

もう1つは、事業、発注、工事をやる目的というのが必ずあり、それをより具体的にすることが発注条件だと思います。この発注条件で品質は全部決まると私は思っていて、発注条件以上の品質のものはつくれないと思います。

それから、3つ目ですが、発注条件を満たす仕組みとして、設計と施工がありますが、施工では設計図書以上のものはつくれない。ということは、設計図書中、設計者が善管注意を尽くしても拾えなかった事項は、全部発注者のリスクです。このリスクをわかって発注条件をつくるのが大切だと思います。

【委員】 ちょっと本質的なところとはずれてしまうかもしれないんですけども、最近プロポーザルコンペが増えておりまして、小規模な自治体さんのお手伝いさせていただくことあるんですけども、結構悩ましくて、どうしても人を選ぶとなると実績が多い方を選ぶ方向になってしまうんですが、やはり意欲的な若手が公共建築でいろいろなものをつくったほうがいいという考えもありまして、そうすると、やはり設計案を選ぶことになります。選んだ後、やはりプロポーザルなので、案で選んでいるわけではないからということで、かなり根底から変わってしまったりすることもあるって、何を選んだのかよくわからなくなっちゃうことがあります。だから悪いと言っているわけでは決してないんですけども、どういうふうになっていくのが望ましいのか、もちろん使用される側のご意見を入れてどんどん変わっていくのは悪いことでは必ずしもないとは思いますが、プロポーザルコンペのあり方みたいなことも少し、例えばよい事例を共有化していってみたいということがあるということがわかるといいかなとちょっと最近思っていることを言いました。

【国土交通省】 今回の点について申し上げますと、そもそもプロポーザル方式というのは平成6年から官庁営繕で導入いたしました。それまでは、特命随契方式と、設計コンペという案を選ぶ方式の2つの方式が中心でした。その後、日米建設協議などがあって、アメリカからプロポーザル方式が入ってきました。コンペは案や図面を選ぶ、それから、プロポーザルは人を選ぶ、というふうの流れが変わってきました。ただ、人を選ぶということになると、今先生がおっしゃったように、実績の少ない人を選んでしまうと、それはそれで発注側としてはリスクなので、一定の実績を求めるんですけども、一方で、求める実績が多過ぎると新規参入の方が参加しにくいということになって、バランスをどうとるかということが必

要になります。

それで、ずっと私どもも運用を続けていて、あまり実績の評価にこだわらないように、そのウエートを下げています。ただし、やはり何らかの担保が必要なので、求める実績はできるだけ減らして残しつつ、そのかわり、技術提案にウエートを高めようという、そういう流れとしています。〇〇先生にも総合評価委員会に入っていて、我々の発注にもご助言いただいているんですけども、そういうふうにして、少しずつ変えてきています。

ただ、やはり最後に、そうは言っても、人を選ぶとなると案は変えてもいいということになります。また、ここでも書いていますように、事業部局のニーズというのは、施工の最後の完成の瞬間までどんどんどん変わるという実績があります。それをどこまで反映するかということもあるのですけれども、少なくとも設計の途中であれば、例えば住民の方の意見を聞いたら、設計内容は変わってしまうことがあります。そうすると、今度はそのプロポーザルを選んだことの妥当性が問われ、技術提案の中身と違うのではないかということになって、選定に対して疑義が出る可能性も生じます。答えはないんですけども、ケースバイケースで悩みながらやっているというのが実態です。最もそのプロジェクトに適した設計者選定の方策は何かということを考えるのも、発注側にいるスタッフの役割だと思っています。

【部会長】　ちょっと今出たついでで、私の方から意見なんですけれども、6ページの品質、工期へのちょうど矢印のところの設計、施工の段階まで事業部局のニーズの調整を継続という箇所、これは現実問題あると思いますが、やはり設計変更というのは基本的には例外扱いではないかという気がしますので、ここは例外的視点でという方がよいと考えます。

もう少し言いますと、7ページもそこに適切な設計変更とありますが、これは本当に例外的に生じた場合の適切な設計変更なので、ほかの枠とは少し質が違うかなということをお知らせしておいた方がいいように思います。

【国土交通省】　関連ですけれども、私もその前の発言で、竣工直前まで意見が出ると申し上げましたが、それは出るんですけども、やはりそれをすべて受け入れてはそもそも工事ができないとか、いろいろ問題も生じます。竣工直前までご意見を伺うのは、適切なことではなくて、川上段階でしっかりとニーズを聞いて、それをフィックスして、工事を実施するというのが原則だということです。

【部会長】　5ページで「発注条件」が赤文字になって、中心に書かれているので、実はこれが本質かなと思います。発注条件という切り口から切り込んでいくのもいいかなと思

います。

【国土交通省】 今の先生のお話、例えばですけれども、5ページの右肩のほうにある政策ですとか、地域のニーズですとか、国民からのニーズ、そういうものというのは公共の場合には比較的ウエートが高いと。民間もそういったことも考慮して発注するのでゼロではないかもしれませんが。

【部会長】 影響度は違いますよね、やはり。

【国土交通省】 発注条件として盛り込むという視点で見ると。

【部会長】 民間は基本的に発注者の意向のとおりやりたいというのがまず基本にあるけれども、でも、そうはいつでもという部分もあります。公共はむしろ発注者のやりたいというより、公共としてどうあるべきかといった視点が必要なので、発想の順番が違うと思っています。

【国土交通省】 そうです。そういったところが違いとして少しあるかなと思います。

【部会長】 そうした違いが発注者としての役割にも違いとして出るのではないのでしょうか。

【国土交通省】 私たちが非常に悩むのはコストのことなんです。当然税金を預かって事業をやっていますので、コストは1円でも安い方がいいというのはありながら、一方で、品確法などを踏まえ、発注者としては適正な価格で発注しなければいけません。つまり、あまりコストをカットしてしまうと、品質もどんどん悪くなるし、建築等がいわゆる産業として成り立たなくなります。そういう立場もあるので、そこはそこのバランスをとらないといけません。民間であれば、率直に言うと、業界は業界、発注者は発注者ということであり、そこは業界の立場まで見る責務は負っていないと思います。

【部会長】 そうですね。

【国土交通省】 そのこのところ、特に私どもは国土交通省の一員ですので、他の発注部局とは、そのウエートが違わざるを得ないというところがあります。

【部会長】 何かこう、極端な例を対比させると意外といろいろ見えてくるんじゃないかなという気がします。できたら、発注条件を例としてまとめていただくと役割が整理しやすいのかなという気がしています。

【委員】 今「発注条件」というワードが出ましたのでコメントします。4ページの表について、私は大学の建築学科におりますので建築家や設計者と話すことが多い立場でして、受注者側から考えますと、発注者側が公共か民間か、民間も規模により業者により状況はか

なり異なる。ただし、民間であればノウハウがある程度蓄積されている。しかし、市町村、都道府県、国となると、担当の方によって、あるいはどこの自治体かによって、進めやすさが異なるという話はよくうかがうことがあります。その意味で、この表の分類は意味があると思います。すなわち、ある一定程度の質を担保した発注者（担当者）がどこの自治体であっても存在することの重要性を、これまでの議論を聞いていて感じました。

また、発注のプロセスに関して、経験の少ない小規模市町村が困られているという点については、優良事例も参考になるけれども、逆に、問題・課題となる事例が実際は役に立つ可能性もあると考えます。以上です。

【国土交通省】 2つ目のご意見につきましては、これも公共建築相談窓口を広く周知したことでわかったことなんですけれども、必ずしも国交省のやり方が全て良いとは限りませんけれども、ある考えに基づいてつくっている国交省のやり方やその考えからはみ出している運用がされている例が見られました。そういうことについては、不適切とまでは言うかは別として、この考えからするとこのやり方はあまりふさわしくないというようなことはアナウンスしていかないといけないのではないかと考えています。受注者側からそのような申し出をするということは、甲乙対等の関係にあるとはいえ、なかなか難しいというふうに聞いています。それは発注者同士の中で、少なくとも強制権はないけれども、固有名詞は出す必要はないと思いますけれども、あまりよろしくない事例について情報として出していく、そういうことも取り組んでいかないといけないと考えているところです。

【国土交通省】 1つ事例でございますけれども、この席上に置かせていただいている資料の5番目でございますが、工期設定の基本的考え方の事例解説というものをまとめております。

この事例解説が、工期設定にあたり条件を考慮しないとどういった問題が起こるといふものを中心に、施工者の団体の皆様のご意見も聞きながらまとめたという、新しい取り組みの例でございます。こういったことも参考になるかと思えます。

それぞれが、参考事例、問題事例なので、こういうことにならないように、こういうことに留意しなければいけないと、そういった形でまとめたもので、これは直近の取り組みの例でございます。

【委員】 その資料の16ページ、17ページ、適切な工期設定の参考資料の一覧というのを見ると、このどれの中に自分の今求めている情報があるのかというのを探し出すのは結構大変だなと思えました。こういうのはやはりダイレクトに伝わる、情報を欲しがって

る人にうまく伝わる、せつかく情報を霞が関で一生懸命努力してつくっても、肝心の人がすぐに、ああ、ここにあったかというのがわかるというのが大切なんだなと漠然と思いました。

【国土交通省】 そうですね。おっしゃるとおりだと思います。やればやるほど情報が増えていきます。

【委員】 その資料の7ページの下に、解体時にアスベストが発見、確認され、工期延期と費用の増額が発生したとあります。よく解体業者にヒアリングすると、愚痴のように、公共発注ほどアスベストが後で発見されても、超過費用を出してくれないというふうにいわれます。有害物質とかは、事前調査を徹底できていればいいんですけれども、ないだろうと思っていたところにあたりすると、何千万円という単位で増額が必要となり、それは予算でできませんといったところが批判としてよく出ていると思うんですけれども、この7ページに書いてあることは建前としては正しいし、例えば、アスベストでしたら、以前よりも調査が厳しくなっているので、あれだけ調査が厳しく制度化されれば、むしろ公共ではそういう取りこぼしはもうほとんどないんじゃないかというぐらいのレベルかなとは思いますが、ただ後でわかったことに対応できないということは、常に公共工事のリスクとしてよく言われているところですが、何かそういうのは改善したり、別の手だてがあったりするのでしょうか。

【国土交通省】 ここも公共工事一般で言われていますけれども、建築に限らず、とにかく予算の制限があるので、例えば、今土地・建設産業局でずっと取り組まれている歩切の撤廃とか、それと近いようなものがあると思います。設計変更の項目が出て変更しないとか、契約の中で実施してほしいとか、そういうところについては、発注者が予算措置をどうするかという問題なので、難しいんですけれども、今の段階でできることは、やってはいけないことをやっているんだという認識をしてもらうようにすることだと思っています。

【委員】 公共のあり方としては、やはり事前調査を徹底して、できるだけその精度を上げるということしかないと思うんですけれども、アスベストはそれで防げるんですけれども、地下工事の地下水などによる工事費増額は防げないと思うんですけれどもね。地下水は出てしまったといった、不確実な要素があるので。

【国土交通省】 出てしまった場合でもそこをきちんと変更契約をして、その分の費用をお支払いするとなればいいんですけれども、そこがどこまでできているか。

【部会長】 それでは、とりあえず資料3の議論はここまでとします。

資料4、今後の審議スケジュールについてお願いします。

【国土交通省】 一番下にある資料4、審議スケジュールの案でございます。年内にあと3回のご審議をお願いしたいと考えております。記載のように、年内を目途に取りまとめといたスケジュールで、あくまでこれは現時点での案でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、最後に事務局のほうから連絡事項がありましたらお願いします。

議事進行はお返しします。

【国土交通省】 いろいろご議論いただきましてありがとうございました。本諮問に係る2回目の審議については、10月上旬ごろを目途に開催を予定しておりますけれども、改めて事務局から日程調整などご連絡をさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、第19回官公庁施設部会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —